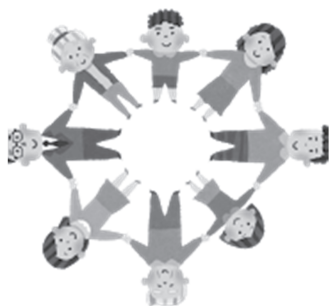


地域での暮らしを支える 専門職の役割と立ち位置

～あなたのその支援、
本当に利用者のためになっていますか？～



社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
障害者総合相談支援センター にしのみや
内閣府障害者政策委員会委員

玉木幸則

1 障害者差別解消法施行前に 自分史を振り返る

1968年8月 姫路市で仮死状態で生まれる

3歳前にして脳性麻痺と診断される

4歳くらいで、当時の肢体不自由児療育施設に
入所・・・親子分離される

当時、私は優生思想による「不幸な子ども」だったみたい(苦笑)

兵庫県衛生部・・・1969年～1976年

「不幸な子どもを生まない」対策室を設置

「幸福の科学」1973年 不幸な子どもを定義

健常者中心の医学モデル

1974年小学校入学にあたり、就学
前検診で見事引っかかるも、小中は
地元の学校に通う

今、思えば「合理的配慮」を経験してきたかも…
例えば…

小学校2年生時の担任

ぼくのノートを授業中に書いてくれていた

キャンプや修学旅行の時には

ぼくに別学年の先生を同行させてくれていた

3

1985年高校は、当時、全国に3校
だけあった全寮制の養護学校に入学
きっかけは、中学校の担任が養護学
校の勤務経験があったため、進めら
れた。

学校で言われていたこと…

「君たちは、社会に出て困らないよう
に、ここで勉強したり、訓練したりする
んだよ」(社会って何?)

4

2014年9月26日(金) O.A 再放送 10月1日(水)0:25~(火曜深夜)

子ども×バリバラ
“初体験応援企画” Vol.2
ゲスト:羽野 晶紀



4月に放送した、障害のある子どもたちの“初体験”を応援する企画の第2弾！今回は、仲よし小学生3人組の初めてのお買い物体験と、高校生3人組のボーリング&外食体験。果たしてどんなハプニングが？子どもたちの果敢なチャレンジぶりを追う。



「自分のお金で違うところ買いものに行く」（泉りん 小学3年 ダウン症）

...初めてのお買いものを成功させた仲よし小学生トリオ。「また行きたいか？」との質問に、最年長のりんちゃんが返した答えがこちら。自分の好きな場所へ行って、欲しいものを買いたい、と強い思いを素直に表現した名言。

実は・・・社会生活は生まれた瞬間に始まっていると考えている。

- ・例えば、5歳は5歳の社会生活があるはずだ。
- ・私たちも、学校以外での生活体験を重ねてきたから、今の暮らしがあるのではないのか？
- ・ということは、社会生活から引き離されている中で、年相応の生活体験を奪われているとも考えられる。“まだ早い”

1992年より、西宮市にある自立生活センターメインストリーム協会で自立生活運動に関わりはじめる

この時、はじめて本当の自立と出会う

- ・自分のことは、自分ですること？
- ・自分で働いて、稼いだお金で生活すること？
- ・結婚して、子どもを育てること？
大事なことではあるけれど...

自分の暮らしは、自分で決めることから始まると思う。
自分だけでできないことを手伝ってもらえばいいよ！

自己決定・自己選択
そして 意思決定支援へ

7

1995年1月17日

阪神・淡路大震災の被害にあう。

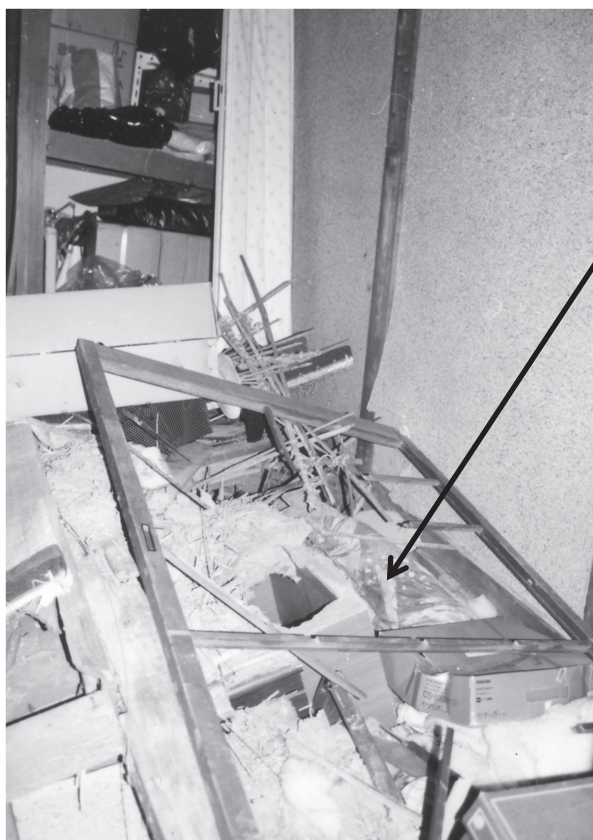
アパートの下敷きとなるが、

奇跡的に命が救われる。

- ・どこにいても、どんな人でも、災害からのがれることはできない。
- ・施設や病院が安全というのも“神話”に過ぎない。

8

つぶれた我がアパート



ここに、
埋まっていた
ぼくは、
1階だった



ここ！ここ！ ぼくのベット

11

2011年3月18日生放送

「きらっといきる」に届いたお便りから
医者にも親にもがんばれと言われるのですが、この疲れで、前向きに生きるのが正直きついです。

生きたい人が前途ある人が大勢なくなった。
そして、社会であまり役に立たない私が生き残った。

私は、その意味を必死で考えて、そして、未だ答えがつかめないでいます。疲れた身体を引きずって必死に生きれば答えは見つかるでしょうか。

岩手県 30代 女性 統合失調症

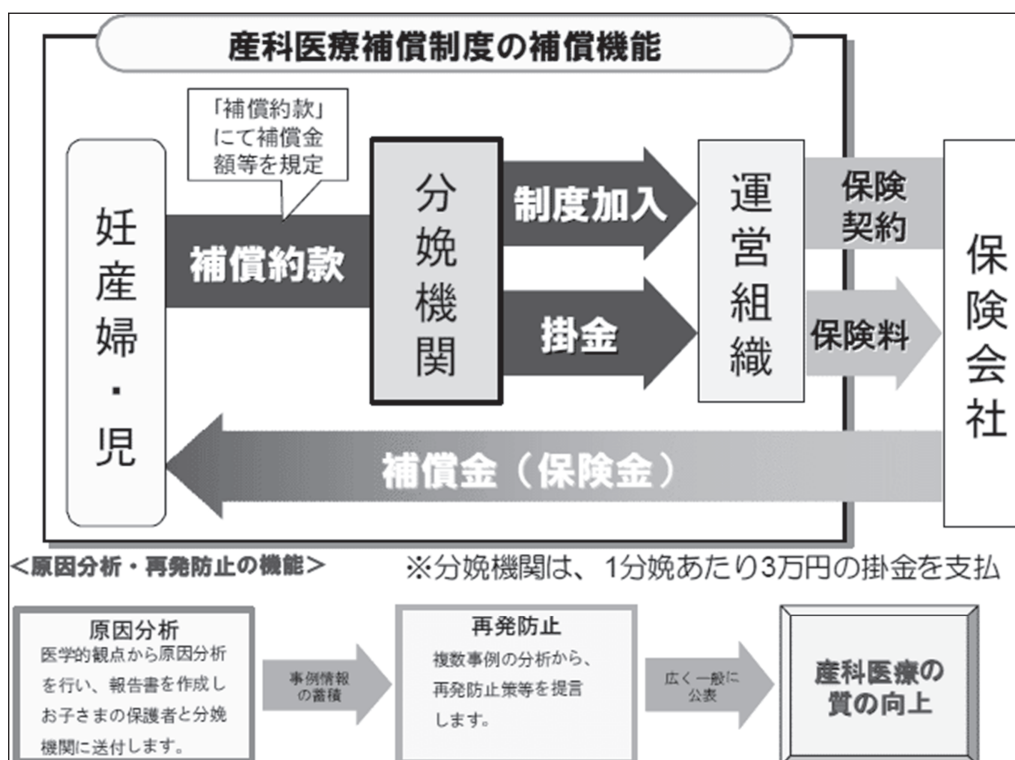
12

周産期医療保障制度とは・・・

厚生労働省ホームページより

2009年1月1日より、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。本制度の運営は、公益財団法人日本医療機能評価機構が行っています。

13



14

産科医療補償制度では、分娩機関の医学的**管理下**^(注)において出生したお子さまが、以下の3つの基準をすべて満たし、運営組織が「補償対象」として認定した場合に、補償金を支払います。

在胎週数33週以上かつ出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で低酸素状況を示す所定の要件を満たして出生したこと

補償対象基準

※ 在胎週数の週数は、妊娠週数の週数と同じです。

先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること

対象とならない基準

※ お子さまが生後6か月未満で死亡した場合は、補償対象としていません。

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひであること

重症度の基準

※ 補償申請の時点での手帳の取得の有無は、審査の結果には影響しません。

(注)「管理下」とは、分娩機関が自らの医学的管理の下に分娩を取り扱った場合を指し、複数の分娩機関が管理する場合は、基本的に分娩取扱いの対価である分娩料を徴収する分娩機関の管理下にあるものとして補償されるものと考えられます。自宅や緊急搬送中の分娩等については、関与する分娩機関、娩出時の状況等に従い、児の不利益とならないよう、個別に検討を行って決定する必要があります。

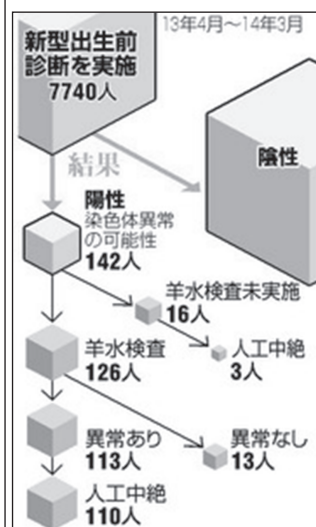
新型出生前診断、異常確定のうち97%が中絶

妊婦の血液から胎児の染色体異常を調べる新型出生前診断を実施している病院のグループは27日、導入から1年間で陽性と判定された142人のうち、113人の異常が確定し、**97%**に当たる110人が人工妊娠中絶したと発表した。残る3人は流産したり、妊娠を続けたりしている。

新型出生前診断は昨年4月、35歳以上の妊婦らを対象とした臨床研究として始まった。胎児にダウン症など3種類の染色体異常があるかどうかを調べている。全国37病院での1年間の実績を集計した結果が明らかにされた。

集計によると、診断を受けたのは7740人で、このうち異常の可能性のある陽性と判定されたのは142人(1.8%)だった。この検査では、異常がないのに陽性と判定される「偽陽性」が出ることがあるため、確定診断には羊水検査が必要になる。しかし、3人が羊水検査を受けずに中絶していた。

朝日新聞デジタル 2014年6月28日



人の「存在価値」の確認

こんな思いをしている人が、

近くにもいたとしたら・・・

- ・生きたいと思っている人が死んでしまった
- ・前途のある人？
- ・役割のない人？
- ・「生き続ける」ということが大切なのは
- ・あなたの存在を知ってもらうことが
大切なのは
- ・私たちのまわりに関心を持つことが
大切なのは

17

2012年11月より

西宮市社会福祉協議会で働き始める。

昨年4月より、

「障害者総合相談支援センターにしのみや」
センター長として、どんな障害があっても、
施設や病院ではなく、「まち」のなかで暮ら
していけるように応援をしている。

あとは、なんやかんやと・・・

18

- 自分のすべてをかけたこと
命の大切さを問う
被災地から届いた障害のある人の声
ぼくたちは、生きててもいいんでしょうか？
生きていかなあかんと思う・・・
障害のある人もない人も
共に地域で暮らすということ
「生きるために、生まれてきた」
「生きててよかった」と感じられる暮らし
そして、社会に・・・

19

福祉とは・・・

(大辞林より)

幸福。(しあわせ)

特に、社会の構成員に等しくもたらされるべき幸福。

みんながどうすれば、幸せを感じられるか？
価値観のすり合わせと
共有していくことが大切だと思う

20

障害ってなに？ 障害者ってどんな人？

いま世界は「障害の社会モデル」

- 機能的な 能力的な障害のある人
その自身に障害があるのではなく。
(例えば 知的障害がある人など)
- それらの人たちが 地域の中で
阻害され 生きづらさなどを感じている
状態のことをいう。

また、地域社会の仕組みや
それらをつくってきた人たちの
意識(こころ)の中にこそ
真の「障害」が潜んでいる。

(玉木の理解)

21

国連の人権条約と障害者

国連の9大人権条約

- ・人種差別撤廃条約

(国連の採択年1965年・日本の締結年1995年)

- ・国際人権自由権規約(1966年・1979年)
- ・国際人権社会権規約(1966年・1979年)
- ・女性差別撤廃条約(1979年・1981年)
- ・拷問等禁止条約(1984年・1999年)
- ・子どもの権利条約(1989年・1994年)
- ・移住労働者の権利条約(1990年・未締結)
- ・強制失踪条約(2006年・2007年署名)
- ・障害者の権利条約(2006年・2007年署名・2014年批准)

※障害者の機会均等化に関する基準規則(1993年 採択48/96)

サマランカ宣言 ユネスコ (1994年)

22

権利条約が 批准されたら 権利がまもられる のだろうか？

障害者差別解消法の成立

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)ができました

目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

2016年4月1日施行

福祉サービスにおける具体的なポイントは？

「不当な差別的取扱い」

- ・強度行動障害の人は、ちょっと・・・
- ・触法の方はちょっと・・・

「合理的配慮の不提供」

- ・重度になったから 医療的ケアが必要だからお受けできません。
- ・うちは、精神障害専門なので・・・。

※それぞれ事業所で考えてみましょう。

事業所間の連携が必要となってきます。

25

障害者差別解消法が施行されるにあたり
障害福祉サービス事業所や

特別支援学校の教員は、
いろいろな立場の人から注目されてくるはず・・・

「不当な差別的取扱い」は、していない？

「合理的配慮の不提供」は、していない？

例えば・・・

- ・障害者の雇用率は、評価される。
 - ・支援員 教員等の様子は、市民が見ている。
- ※真にソーシャルインクルージョンをめざす姿勢
が問われはじめている。

26

障害者虐待事件と言われるが…

- ・千葉県立障害者支援施設の身体的虐待
障害者死亡事件
- ・下関市の通所施設…内部告発
暴行傷害罪

※みなさんは、どう思われますか？

27

ピープルファースト (People First)

「わたしは、障害者としてで
はなく、まず人間として扱わ
れたい」(まず第1に人間として…)
(それは、高齢者なども
同じことではないか?)

28

チャイルドファースト (Child First)

「わたしは、障害児として
ではなく、まず子どもとし
て扱われたい」

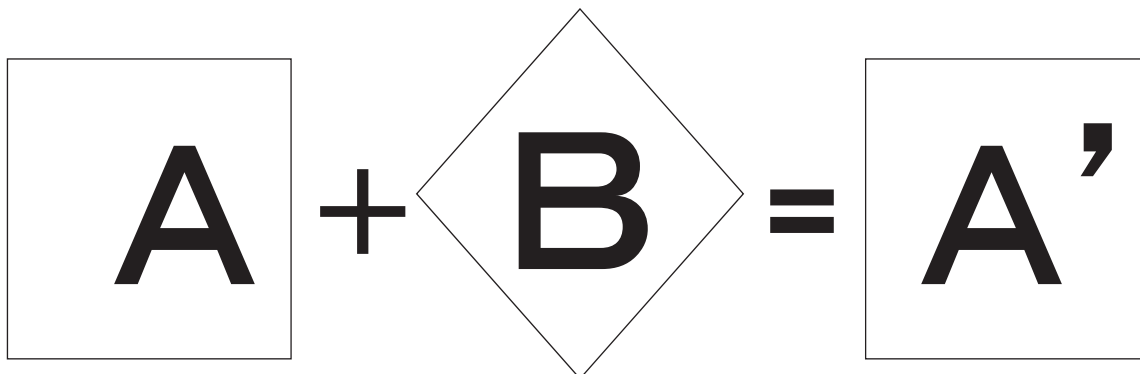
29

特別支援教育から 個別支援教育へ Change

30

Integration (インテグレーション)

統合化

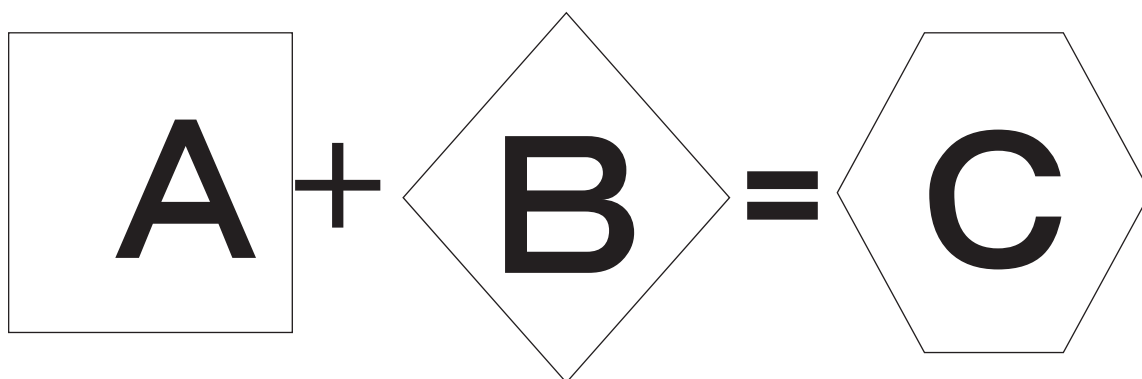


枠組みを変えなければ、お客さんになってしまう。

玉木の解釈

Social Inclusion

社会的包摂



ともに生きていくことができる新しい社会を構築していく。
みんなのための社会づくりへ

玉木の解釈

こんな社会にしたいな

障害のある人もない人も
助け合いながら
その人らしい暮らしを
実現していける社会に